

広報たかはる令和2年 12 月号 町長コラム「いっぺこっぺ高原」より

新燃岳噴火から 10 年 その 2(避難勧告について)

新燃岳では平成 23 年 1 月 26 日から噴火が続けて発生し、高原町は宮崎県からの「溶岩ドームが大きくなっており、火砕流の危険性がある」との情報を受け 1 月 30 日の深夜、南狭野区・北狭野区・花堂区・中平区の一部に避難勧告を発令しました。当初は、6 箇所の避難所に 612 人を受け入れましたが、その後、分散していた避難所をほほえみ館に集約しました。

その日から、避難勧告地区が全面解除されるまで避難された皆さんは恐怖と不安の中、不自由な生活を強いられることとなります。高原町にとって避難勧告の発令は初めて経験でしたが、全国の自治体からの助言、ボランティアによる支援、支援物資の提供などもあり、何とか避難所の運営を行うことができました。そして、火山噴火予知連絡会の「マグマの量は低下しており、多量の火山灰等を放出するような噴火の可能性は低くなった」との発表を受け 2 月 15 日に全面解除を行っています。避難所を開設してから 17 日間に延べ 2,759 人が避難生活を送ったこととなります。

避難準備や避難勧告はどのような根拠で誰が決定するのかということですが、災害対策基本法では、〈市町村の責務〉として「市町村は、(略)当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護すること」また、〈市町村長の避難の指示等〉として「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。」となっています。このように市町村には、住民の生命、身体、財産を守る責務が負わされており、その責務を果たすために市町村長は避難勧告ができるようになっていきます。高原町が避難勧告を発令した当日の新燃岳の噴火警戒レベルは入山規制に当たる 3 であり、このレベルに従えば避難勧告は発令できなかったこととなります。しかし、当時の判断は、現場の状況も勘案しながら災害対策基本法にあるように住民の生命を守ることを優先し町独自の判断で避難勧告を発令したこととなります。この判断について、各方面から異論もありましたが、私としては正しかったと考えています。

